

パロディか悪のりか

北海道を代表するお菓子「白い恋人」を巡って、裁判が行われる事態となっています。

「白い恋人」を製造している石屋製菓は、大阪市の吉本興業などが売り出したお菓子「面白い恋人」が商標権を侵害しているなどとして、商標法と不正競争防止法に基づき販売の差し止めを求める訴えを起こしました。

報道によると、石屋製菓では、当初、「パロディ化された商品として静観していたが、販路が拡大しており、近く道内での販売も始まるという情報が寄せられたためパロディの度を過ぎていると判断、商標権侵害による販売差し止めと廃棄を求めて提訴に踏み切った。」としています（ニュースサイト「北海道リアルEconomy」から）。

「白い恋人」はクッキーでホワイトチョコを挟んでいますが、「面白い恋人」の方はみたらし味のゴーフレットということですから、味も形状にもお菓子としての類似性はないかも知れませんが、「面白い恋人」という商標については、「白い恋人」と無関係だと思える人は誰もいないでしょう。

吉本興業は、11月29日、北海道の銘菓「白い恋人」の著名度を利用して不当な利益を得ようなどというつもりで開発した商品ではない、とのコメントを発表していますが、「白い」を「面白い」に変えただけですから、詭弁にしか聞こえません。

石屋製菓は、当初、「面白い恋人」は「白い恋人」のパロディと受け止めていたようですが、本業に影響する恐れがあれば、パロディだからと、面白がって、笑い飛ばしているわけにもいかないということでしょう。

パロディというのは、辞書などで調べると「文学などで、広く知られている既成の作品を、その特徴を巧みに捉えて、滑稽化、風刺化の目的で作り替えたもの」とされていますので、「面白い恋人」という表現を「白い恋人」のパロディと捉えることはできるでしょう。

しかし、吉本興業などの行為には、今や北海道士産の代名詞ともなっている

「白い恋人」の人気にあやかろうという魂胆が、見え見えです。それは、昭和50年に、従来にない製品を開発し、「白い恋人」というネーミングを考え出し、発売以来ブランド化に努めてきた、石屋製菓の努力と成功の果実を掠め取ろうとすることに等しいのではないか、と思っています。

勿論、生き馬の目を抜くような才覚がなければ商売の世界では生き残れない、ということは重々承知しています。しかし同時に、儲かりさえすれば何でもOK、というのも歓迎できません。

法律的には様々な議論が有り得ますし、法的決着までには時間がかかるかも知れませんが、「白い恋人」というネーミングに恥じないよう、綺麗に決着して欲しいものです。(塾頭 吉田 洋一)